

香川県介護支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要領

(趣旨)

第1条 香川県（以下「県」という。）は、利用者宅等へ訪問し居宅介護支援等を行う事業者（以下「事業者」という。）が、利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数訪問を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 この要領は、香川県介護人材確保事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）別表の「介護職員長期定着支援事業」及び「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業」を実施するにあたり、県要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力行為等 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等をいう。
- (2) 利用者 別表1第1欄に定める介護保険サービスの利用契約を締結した者等をいう。
- (3) 利用者等 利用者又はその家族及び同居人等をいう。
- (4) 介護支援専門員等 別表1第2欄に定める「介護支援専門員」及び「訪問介護員等」をいう。
- (5) 訪問者 利用者宅等を訪問し、別表1第1欄に定める介護保険サービスの提供を行う介護支援専門員等をいう。
- (6) 同行者 利用者等の暴力行為等に対応することにより訪問者の安全を確保することを主たる目的として、訪問者とともに利用者宅等を訪問する者をいう。なお、以下のいずれかに該当する場合は、同行者に含まない。
 - イ 同行者が訪問者と異なる介護保険サービスの提供等を主たる目的として同行する場合
 - ロ 同行者が訪問者と同一の介護保険サービスの提供等を主たる目的として同行する場合のうち、以下のいずれかに該当する場合
 - i) 訪問介護において2人の訪問介護員等による訪問介護に係る介護報酬を算定する場合
 - ii) 訪問看護において複数名訪問加算を算定する場合
 - iii) 別表1第1欄に定める介護保険サービスの提供にあたり、複数の従事者によるサービス提供により介護報酬を算定する場合
- (7) 複数訪問 訪問者が居宅介護支援等を提供するにあたり、利用者等の暴力行為等に対応するため、同行者とともに複数名で利用者宅等を訪問することをいう。

(補助対象者)

第3条 この要領による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、香川県内で介護保険サービス（別表1第1欄に定めるサービス種別に限る）を営む法人等のうち、香川県の県税に滞納がない法人等で、次条に規定する補助対象事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、複数訪問を行うための事業

であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 利用者等による暴力行為等から訪問者及び同行者の安全を確保するため、複数訪問が必要であると、利用者の保険者である市町長が認めていること。
- (2) 利用者等による暴力行為等から訪問者及び同行者の安全を確保するため、複数訪問が必要であると知事が認めていること。
- (3) 同行者が国又は地方公共団体の職員ではないこと。
- (4) 訪問先が有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム又は養護老人ホームのいずれかに該当しないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費であって、国や他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付を受けていないものに限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、県要綱第3条の規定にかかわらず、別表1第3欄に定める補助基準額及び第5欄に定める補助率を、訪問回数に乗じて得た額とする。ただし、県予算を上回る額の交付申請があった場合は、別途制限を設けて調整する場合がある。

2 補助の対象となる複数訪問回数の上限は、別表1第4欄のとおりとする。

(補助対象時期)

第7条 補助金の交付決定の時期にかかわらず、原則として交付申請のあった日からその属する年度の2月末日までとする。ただし、複数訪問を1度も行わなかった月又は第12条に定める実績報告を完了できない月は、補助対象時期に含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県要綱第4条の規定にかかわらず、交付申請書（様式第1-1号）に次に掲げるすべての書類等を添えて、県が別に定める提出期日までに、県が定める方法により提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1-2号）
- (2) 市町長同意書（様式第1-3号）
- (3) 県税の納税証明書（滞納がないことの証明）
- (4) 第10条第3号の暴力団排除等に関する誓約書（様式第2号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 申請は、法人等单位で行うものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、申請者から前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金交付決定通知書又は変更交付決定通知書により補助金の交付を決定（第11条第2項の変更等の場合を含む。）し、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第10条 前条の補助金の交付の決定には、県要綱第6条（ただし、第2号を除く。）の規定に加えて、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (3) 申請者は、暴力団排除等に関する誓約書（様式第2号）について補助金の交付申請前に確認しなければならない。

(補助事業の変更等)

第11条 申請者は、補助対象事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、県要綱第7条の規定にかかわらず、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

らない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第12条 第9条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第8条第1条第1号の事業計画書（様式第1－2号）において知事の承認を受けた複数訪問が完了したときは、県要綱第9条の規定にかかわらず、複数訪問が完了した月の翌月10日までに実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

（1） 事業実績内訳書

（2） 同行者が複数訪問を行ったことが分かる書類（これと同等であると知事が認めるものを含む。）

（3） その他知事が必要と認める書類

（その他）

第13条 この交付要領に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年11月1日から施行する。

別表1 補助金額（第2条、第6条関係）

第1 サービス種別	居宅介護支援 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	訪問介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
第2 訪問者	介護支援専門員	訪問介護員等（第1欄の事業所において利用者にサービスを提供する者）
第3 補助基準額	5,000円／回	1,630円／回
第4 補助上限 （訪問回数）	1回／月	4回／月
第5 補助率	10／10	10／10